

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日（水）午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人） 17番 松田林一

5. 出席推進委員（24人）

吉田和功  
本田あゆ子  
福島正一  
中西千代志  
鞍本敏男  
光永信一  
林田孝介  
矢鉾次義  
山崎嘉智  
石田雄一  
鶴山正行  
有村敏之  
高木 淳  
杉本秀雄  
瀬本浩和  
宮本光治郎

上原 誠  
福間定一  
藤山利秋  
橋本正治  
上村武敏  
寺本和男  
黒田浩一郎  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第2号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第3号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】について
- 第6 議案第6号 非農地証明願について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
主幹兼係長	宮野 優
主幹	小山 貴晴
参事	橋本 周斉
主任	竹下 慎一

#### 8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。

総会前に4月の人事異動で事務局職員の異動がありましたので、ご報告させていただきます。

私、柿本が事務局長として着任いたしました。農業委員会事務局職員8名体制で進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

総会の開催に関し、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、会場後方に設置しております演台の場所にて発言をお願いいたします。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。

それでは、ただいまから4月の総会を開会したいと思います。

本日は、泉の松田委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

皆さん、こんにちは。

それでは、4月の農業委員会総会を始めます。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。9番、内田孝光委員、10番、有馬日夫委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月は、売買による取得が3件、贈与による取得が2件ありました。

地目は、田2,267平方メートル、畑531平方メートル、計2,798平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、太田郷。

10番

太田郷担当の有馬です。4月23日に林田委員と確認いたしました。申請番号1番の説明をいたします。

申請地は、高速道路の南出口と国道3号線の合流地点、そこから東に○筆南に△筆の稲作田です。譲受人の所有地から北に向かって□筆おいて、隣接しています。譲受人が規模拡大のための申請でございます。よろしく御審議ください。

続いて、2番を説明いたします。

申請地は、新八代駅から南東へ約〇〇〇メートルのところに位置しています。北に農道を挟んで△△薬品の社屋、南に排水路を挟んで水田、また、東と西は水田が隣接しています。譲渡人は市外に居住しています。譲受人は、現在、借りている農地を有償で、所有権の移転をしたいという申請です。よろしく御審議ください。

議 長

3番、千丁。

推進委員

3番、千丁担当委員の上原です。4月24日、農業委員外3名で現地調査をしました。場所は、県道共栄千丁停車場線の道路北です。〇〇〇グラウンドから北へ△△メートルのところでは。

譲渡人、譲受人は親戚でもあり、譲渡人が病気になったため、耕作できなくなったためです、何ら問題ないと思います。御審議お願いいたします。

議 長

4番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号4番について説明します。

4月23日に申請地を確認しました。譲渡人は、高齢者で市外に居住されております。譲受人は、所有する農地の隣の農地を取得して、規模を拡大したいということでした。地元としては何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

5番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。申請番号5番について説明します。

4月14日、事務局職員、譲受人の方と現地を確認しました。

この案件は、亡くなられた方の財産処分を受けて行われるということで、担当としては何ら問題はないと思いますが、御審議のほうをよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。今年度も引き続き担当いたします宮野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

今月の申請は4件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番及び、2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

なお、両案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番及び4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、4番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないこと、などから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明ありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、郡築。

推進委員

郡築担当の本田です。1番の案件について説明いたします。

本件についてですが、申請者の〇〇〇さんは亡くなられたお父様が建築された住宅に今も御家族で住まわれています。

今回調査された結果、転用許可を得ていなかったことが判明しましたので、今回の申請になりました。無断転用の始末書も添付されていますし、担当委員としては問題ないと思います。御審議よろしくお願いいたします。

議 長

2番、太田郷。

10番

太田郷担当の有馬です。4月23日に林田委員と確認いたしました。

申請地には、3メートルくらいの果樹と垣根が長さ〇〇メートルありました。北に宅地、南に道路、東に宅地、西に水路と農道がついています。

申請地は、新八代駅の東方向で、国道3号線と鹿児島本線の間地域の地域に位置しております。

申請人は、農地を相続した息子で、約3坪ほどの木造の農機具を収める納屋が建っていました。

農地の無断転用が判明しました。農地転用が申請してあります。そしてこれには始末書がついております。よろしく御審議ください。

議 長

3番、麦島。

推進委員

植柳、麦島担当の矢鉾です。申請番号3番について説明します。

先日23日、吉田委員さんと現地確認いたしました。申請地の転用については、貸家を1棟建築する計画です。

申請地は、用途地域内の住宅街の中に位置しており、東側に農地がありますが、今回の住宅建築において苦情があった際には、双方で協議によって解決するとのことです。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

4番、高田。

推進委員

4番の高田の高下東町分をお願いします。高野委員と現地確認いたしまして、場所としましては、〇〇〇〇高校と△△小学校のちょうど中間辺りから、東の方に□□□メートルほど登ったところの右側の家になります。

なお、これは平成29年に自分が相続されたわけですがけれども、その中で転用許可を受けていなかったというようなことで申請されております。

なお、住宅街のところに申請地はありますので、何ら申し分ないと思っておりますので、何とぞ審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議 長

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、今年度担当となりました小山です。よろしくお願いいたします。

議案書の3ページから6ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が11件でございます。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について御説明いたします。

まず、3ページから5ページ目にわたりますが、1番から4番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

次に、5番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断いたしました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、6番及び7番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

6ページをお願いいたします。

8番の案件は、新八代駅から、おおむね300メートル以内の区域にある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

次に、9番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。

次に、10番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

最後に、11番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

事務局	<p>次に、一般基準について説明いたします。</p> <p>農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明ありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、八千把。</p>
推進委員	<p>八千把担当の中西です。申請番号1番から4番について説明します。</p> <p>1番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇△△店より東へ□□□メートル行ったところで、現況、〇〇不動産の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>2番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇△△店より東へ□□メートル行ったところで、現況、〇〇不動産の区画割の造成地で、ここに訪問介護事業の事務所を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>3番、4番は隣接した農地なので一緒に説明します。</p> <p>申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇△△店より道路を挟んだ東側で、現況、〇〇不動産の区画割の造成地で、ここに、3番は個人住宅を建築したい、4番は駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>5番、八代。</p>
推進委員	<p>八代・松高地区の鞍本です。申請番号5番について説明します。</p> <p>4月23日に倉井委員さんと申請地を確認しました。</p> <p>議案内容は、申請人が53年前から住んでおられる譲受人の住宅敷地内に申請人の農地が存在していることが地籍調査で分かり、宅地に変更する計画です。</p> <p>申請地は、築添町の住宅地帯で、北側に排水路、南側に道路、東西は住宅に囲まれています。周辺に農地はありません。</p> <p>なお、農地の無断転用につき、始末書が提出されています。御審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>6番、太田郷。</p>
10番	<p>太田郷の担当の有馬です。4月23日に、林田委員と現地確認いたしました。</p> <p>6番と7番は同時申請ですので、併せて説明いたします。</p>



申請地は、八代地域振興局の南で、約〇〇〇メートルに位置しています。東に約△. △メートルの農道を渡って宅地、西に宅地、北に道路を挟んで宅地、南側、通路を挟んで、約□□筆ほどの田がありますが、約1ヘクタールの耕作放棄地となっています。譲渡人は、遊休農地を転用し、住宅用地として売買の所有権移転をしたいという申請です。何ら問題はないと思いますので、よろしく御審議ください。

議 長

8番、太田郷。

10番

8番について、申請地は、排水路を挟んで、新八代駅近くの〇〇〇〇公園の南側で、西に△△△プールがあります。南に道路があります。東に約2反ほどの水田が隣接しています。

譲渡人は、農業後継者がいません。農地転用の申請がされています。譲受人は、事業計画として、建売住宅の予定で、日当たり、風通しがよくて、隣接の農地に悪影響はないと思われます。

続きまして、9番を説明いたします。

申請地は、ディスカウントショップの〇〇〇の北東約△キロメートルで、新幹線の高架橋の約□□メートル北に位置します。住宅が増加している地域です。

申請地の東と南は宅地、一部に水田があります。西は水路を挟んで宅地、北は道路挟んで宅地です。

譲渡人は、東京在住です。事業計画書では、建売住宅の区分から、南側の水田には悪影響はないと予想されます。よろしく御審議ください。

10番を説明いたします。

申請地は、〇〇という会社の正門の東、約△△△メートル付近に位置し、〇〇〇クリニック、横手本町の〇〇公園から西へ約△△△メートルに位置しています。

申請地は、用途地域内の農地です。東と西側が宅地で、北と南側には道路があります。周辺は住宅の中の一角です。周辺は住宅があります。

譲渡人は、相続により農地を取得したのですが、無断転用と判り、今回の申請をすることとなりました。始末書が添付されております。よろしく御審議ください。

議 長

11番、金剛。

推進委員

金剛の有村です。4月24日、内田委員さん、木村委員さんと高木推進委員さん、4名で現場を確認いたしました。現場でいいますと、南に〇〇のスタンドさんがございまして、北側は排水路でございまして、東のほうは〇〇道路が走っております。西のほうは田んぼでございまして。

推進委員 無断転用でございましたので、始末書が出ております。どうか御審議のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。ただし、8番の井上町の案件は、3,000平方メートルを超える転用案件であることから、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第4号農業事業集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書7ページから30ページのとおり付議いたします。

今日は、貸借権設定が36件、面積は18万406平方メートル、所有権移転が6件、面積は2万8,378平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

来月5月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、5月9日（火曜日）を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築十二番町、沖町、揚町の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日時をご連絡しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第5号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について 議案書31ページから39ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、賃借権設定が8件で、面積は7万2,227平方メートル、使用貸借権設定が6件で、面積は5万8,375平方メートル、合計の面積は、13万602平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第5号の説明につきましては、以上です。よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第6号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号非農地証明願について、議案書40ページから41ページのとおり付議いたします。

今年度、非農地証明の担当になりました竹下です。よろしく願いいたします。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。

事務局

固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和6年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和5年4月14日に太田郷地区農業委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

2番目の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田、畑、切替畑、焼畑であることが判明しました。

現地は、山林原野化して山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和5年4月14日に泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。1番、太田郷。

10番

太田郷担当の有馬です。4月14日に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、固定資産課税台帳記載事項証明書を確認し、4月14日に事務局職員と現地調査を行った結果、現地は現在も住宅の一部が建っており、非農地として何ら問題はないと思います。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長

2番、泉。

推進委員

泉地区推進委員の岩村です。私から2番の案件について説明を申し上げます。

4月14日に松田委員さん、私、そして事務局職員とで現地を確認いたしました。現地は6か所、それぞれ数筆に分けており、合計13筆です。既に山林一部原野化しておりまして、非農地として証明するに何ら問題ないというふうに考えます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日の予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第4条、第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。

これをもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会いたします。

以上、皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年4月26日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_